

第5回 湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会次第

開催日時 平成29年2月17日 13:30～16:30

開催場所 湖北広域行政事務センター
工場棟3階 研修室

1. 開会

2. 議題

(1) 前回委員会の指摘事項の確認【資料1、2】

(2) 相対評価審査基準の決定【資料3】

ア) 評価指標について

- ・評価方法の考え方
- ・各指標の評価基準

イ) 点数配分について

(3) 評価結果の公表【資料4】

- ・選定評価結果報告書への応募地名及び評価点の記載について
- ・選定評価結果報告書の骨子案について

(4) その他

- ・審査基準の公表について【資料5】
- ・次回委員会の開催日程について

3. 閉会

湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会名簿

【委員】

(敬称略・順不同)

区 分		氏 名	所 属 ・ 役 職
1 号 委員	委 員 長	金谷 健	滋賀県立大学 環境科学部 教授
	副委員長	及川 清昭	立命館大学 理工学部 教授
1 号委員		鈴木 康夫	滋賀大学 経済学部 教授
		武田 信生	京都大学 名誉教授
		竹内 寛	おうみ法律事務所 代表弁護士
2 号委員		橋本 良弘	長浜市第2連合自治会 会長
		喜田 和男	米原市自治会連絡協議会 会長
		富永 国男	公募委員
		熊谷 定義	公募委員
3 号委員		青山 誠司	滋賀県湖北環境事務所 所長
		寺村 治彦	長浜市 市民生活部 部長
		山田 英喜	米原市 経済環境部 部長

【事務局】

氏 名	所 属 ・ 役 職
八上 弥一郎	湖北広域行政事務センター 事務局長
辻井 直人	湖北広域行政事務センター 施設整備課 課長
樋口 智博	湖北広域行政事務センター 施設整備課 主幹
岡 広巳	湖北広域行政事務センター 施設整備課 主査
勝木 勇介	湖北広域行政事務センター 施設整備課 主事

【湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会支援委託業者】

パシフィックコンサルタンツ株式会社

第 4 回 湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会の主な指摘事項

No.	指摘事項	対応
相対評価審査基準（評価視点、評価体系）について		
1	「委員による総合評価」の「委員による」は無いほうがわかりやすいのではないかと。	委員長と協議して、「委員による総合評価」を「多面的評価」に変更しました。 ⇒資料 2 参照
2	公募に関する質問（Q&A）に「選定評価の対象になることにご留意ください」とあるが、評価方法は委員会で決めることなので、まだ決まっていないのではないかと。	誤解を招かないよう赤字で修正しました。
3	点数配分の案 1～3 の備考欄は削除して、わかりやすい形に書き直したほうが良い。	備考欄は検討のため案 1～3 の比較ポイントを示しており、決まればわかりやすい形に書き直します。
4	評価指標による評価が 80 点、総合評価が 20 点という評価体系について、多数の委員が同意され、他の委員から強い反対もないことから、このままとする。	点数配分については、決定されました。
5	評価視点と評価指標の対応関係はこれでよいのか。No.1-2 を例にとれば、地盤改良するのにお金がかかると考えれば経済性ではないかと。	経済性につながる項目は他にもあり、最も関係がある評価視点と評価指標を結びつけました。
相対評価審査基準（評価基準）について		
6	No.1-1 について、米原市の墓地等経営に関する規則はどうなっているのか。	「米原市墓地等経営許可事務取扱要綱」には、設置場所に関する基準は定められていません。
7	No.1-2 について、PL 値は曖昧な資料であり、3 段階の区分はこれで良いのか。	候補地選定の段階において、地質を判断する資料としては、PL 値が最も詳細なものと考えています。 3 段階の区分は、土木研究所資料や滋賀県防災情報マップの区分を根拠としており、問題ないと考えています。
8	No.1-3 について、余呉川活断層が掛かっていたときに致命的なことにならないのか。	活断層の具体的な位置の把握は困難と考えています。また、致命的になるかどうかの把握も難しいため、既存資料から把握できる精度（20 万の 1 スケール）で、活断層に掛かる可能性を評価するイメージで、その旨、表現をあらためました。
9	No.1-5 について、誰が見てもわかるような表現にしたほうが良い。	表現を修正しました。 ⇒資料 3－1 参照
10	No.2-2 について、「直近の」とあるが、これはどういうことか。	複数種類の施設のうち、最も近い施設までの距離で評価します。

No.	指摘事項	対応
相対評価審査基準（評価基準）について		
11	No.2-4 について、道路交通センサスは平成 27 年度が最新ではないか。	平成 27 年度の道路交通センサスは、まだ結果が公表されていないため、平成 22 年度を用います。
12	No.2-4 について、湖北で混雑度 1.75 を越えることがあるのか。	平成 22 年度道路交通センサスの結果、混雑度 1.75 を越える路線はいくつかあります。（例：県道 2 号線の県道 331 号との交差点から県道 44 号との交差点までの区間）
13	No.4-1 について、登記の難易度は加味しなくてよいのか。	土地の権利関係は登記簿などで調べて、多面的評価をするにあたっての材料として情報提供します。
14	No.4-2 について、賛成者の割合が 50%以下であれば応募はできないので、「賛成者の割合－50%」とすべきである。	「賛成者の割合－50%」で評価することとしました。 ⇒資料 3－1 参照
15	No.4-3 について、A、B、C の数字設定の根拠は、これでよいのか。	候補地選定の段階では、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」が定める計算に必要な諸条件を決めることができないため、同指針の調査地域設定例を根拠としました。
16	No.4-4 について、隣接自治会の土地利用が住宅か田畑かで印象が異なると思うので、字境では無く、直近の住宅までの距離で評価してはどうか。	過去における隣接自治会との交渉状況を考慮し、字境までの直近の距離としました。
17	3 段階で評価する指標に「一部」「全部」とあるが、指標とするもの（法規制等）が複数あって、よくわからない。	いずれかの指標に応募地の一部が該当する場合は「一部」で、応募地全域が何らかの指標に該当する場合は「全域」です。わかりやすいように表現を改めました。 ⇒資料 3－1 参照
18	致命的な状況が確認されたときを想定して、マイナス評価（D 評価）という枠組みを入れるのか、それは総合評価で反映するのか。	評価指標ごとの評価では、一般市民へのわかりやすさを重視して D 評価は採用せず、3 段階での評価を基本とします。D 評価に値するような状況が確認された場合は多面的評価に反映していただきたいと考えています。
その他		
19	文章表現について、適当ではない表現がある。	内容を精査し、修正しました。

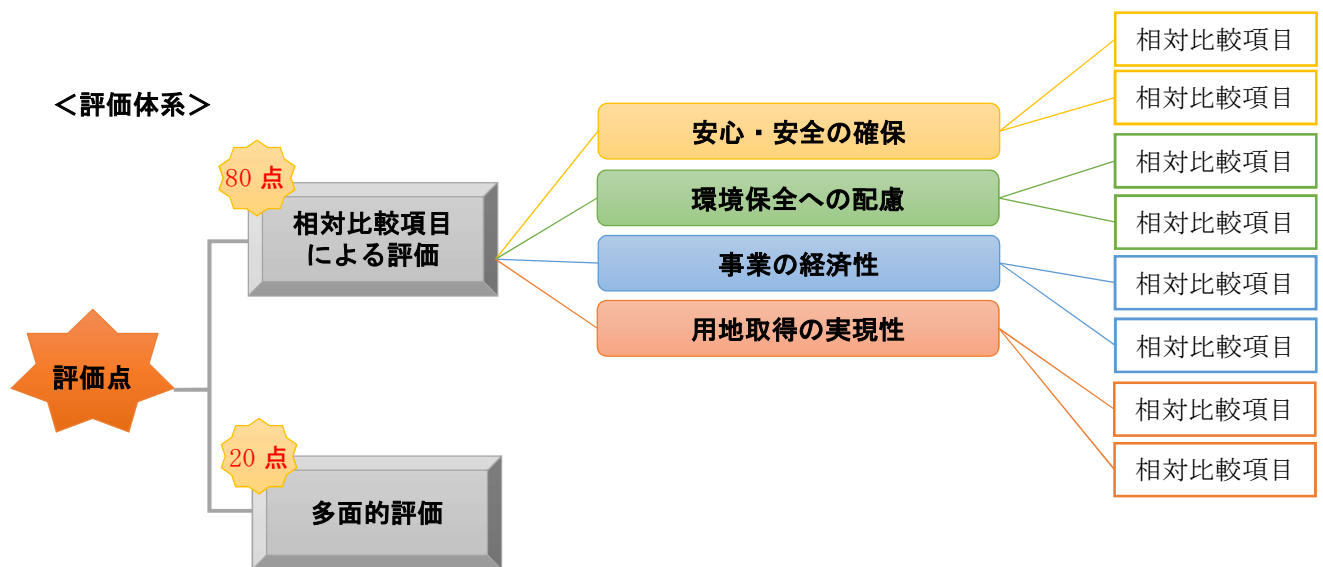
「委員による総合評価」の名称変更

「湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針」（以下、基本方針と言う。）では、相対比較項目ごとに評価を行い、その合計点で順位づけする方向であったが、多面的評価を加味することとする。

また、相対比較項目による評価と多面的評価の点数配分は、相対比較項目による評価 80 点、多面的評価 20 点とする。

<多面的評価を加味することのメリット>

- ・現地視察の結果を評価に反映できる。
- ・相対比較項目による評価では評価が難しい評価項目間の相互関係や全体的な視点での評価が反映できる。



建設候補地の相対評価審査基準の検討（評価基準について）

1. 相対比較項目による評価

1) 評価方法の考え方

相対比較項目に係る評価方法について、基本的な考え方（評価基準表の見方）を次ページに記す。

選定評価は、建設候補地が未確定な段階における評価であり、現地作業を伴う調査等を実施することが困難であることを考慮し、現状評価で実施します。その評価指標となる評価基準の根拠としては、既存資料に基づいた設定になると考えられる。

こうしたことから、本委員会では、統計資料、各種文献及び法令基準等を基にした選定評価を行い、候補地決定後において、センターが各種の現地調査（例：ボーリング調査、不動産鑑定、文化財試掘調査等）を実施すべきものとする。

なお、評価方法の考え方や数値は既存資料に基づき設定し、委員会での議論を踏まえたうえで決定することとする。

< 基本的な考え方（評価基準表の見方） >

項目	内容
評価視点	4 個の評価視点のいずれかを記載。
評価項目	16 個の評価項目のいずれかを記載。
評価指標	25 個の評価指標のいずれかを記載。
配点	一律 3 点とする。
評価の 考え方	どのような条件を満たせば評価が高く（低く）なるかを記載する。 また、条件設定の理由も記載する。
評価方法	■パターン ①予め定めた評価基準によって評価 評価基準に基づき事務局が点数をつけて、委員会で確認する方法。点数をつけるにあたり、主に主観が入る余地が無い場合に採用する。 ②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価 評価基準に基づき、委員会での議論を踏まえて点数をつける方法。参考として事務局による評価を示す。点数をつけるにあたり、主に主観が入る余地がある場合に採用する。 ■点数づけ ①段階（3 段階を基本） 段階的な評価基準 (A,B,C) を設定して、いずれの基準にあてはまるかによって点数をつける方法。主に定量的な評価が困難な場合に採用する。 ②定量（小数第 2 位を四捨五入） 応募地が持つ数値に応じて比例配分した点数をつける方法。主に定量的な評価が可能な場合に採用する。 ■評価基準・採点方法 具体的な評価基準や採点方法等を記載する。 基本的に点数が高いほど優れていると評価する。 段階で評価する指標の得点は、一律で「A：3 点、B：2 点、C：1 点」あるいは「A：3 点、B：1.5 点、C：0 点」を採用する。
根拠資料等	評価にあたって根拠とする資料や法令を記載する。
備考	関連する資格判定審査基準等を記載する。
参考	他事例の相対評価における評価基準を記載する。

2) 評価基準表

No.1-1

評価視点	安心・安全の確保										
評価項目	地形・地質										
評価指標	地形（土砂災害）										
配点	3 点										
評価の考え方	砂防指定地、地すべり防止区域、山腹崩壊危険地区、土砂流出危険区域、崩壊土砂流出危険地区、土砂災害警戒区域（指定済・指定前）、土砂災害危険箇所、雪崩危険箇所に該当していないほうを優れていると評価する。 <理由> 関連法等にて指定されている土砂災害の危険性が高い区域は、無対策では安全性が確保されないため。										
評価方法	■パターン ①予め定めた評価基準によって評価 ②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価 ■点数づけ ①段階（3 段階を基本） ②定量（小数第 2 位を四捨五入） ■評価基準・採点方法 評価の考え方に示した各区域を重ねた区域への該当状況を確認する。 <table><tr><th>評価</th><th>評価基準</th><th>採点方法</th></tr><tr><td>A</td><td>応募地は該当しない。応募地の隣接地も該当しない。</td><td rowspan="3">「滋賀県防災情報マップ」から判断する。</td></tr><tr><td>B</td><td>応募地の一部が該当する。あるいは、応募地の隣接地が該当する。</td></tr><tr><td>C</td><td>応募地全域が該当する。</td></tr></table>	評価	評価基準	採点方法	A	応募地は該当しない。応募地の隣接地も該当しない。	「滋賀県防災情報マップ」から判断する。	B	応募地の一部が該当する。あるいは、応募地の隣接地が該当する。	C	応募地全域が該当する。
評価	評価基準	採点方法									
A	応募地は該当しない。応募地の隣接地も該当しない。	「滋賀県防災情報マップ」から判断する。									
B	応募地の一部が該当する。あるいは、応募地の隣接地が該当する。										
C	応募地全域が該当する。										
根拠資料等	・「滋賀県防災情報マップ」（滋賀県） http://shiga-bousai.jp/dmap/top/index ・長浜市墓地等経営の許可等に関する規則（長浜市規則） ※火葬場を設置する場所は「がけ崩れ、地すべり等の災害のおそれが少ないこと。ただし、市長が認めるときは、この限りではない。」とある。										
備考	資格審査基準とした急傾斜地崩壊危険区域は、本評価基準から除外した。										
参考 （他事例の 評価基準）	（事例 1） A：指定なし C：あり （事例 2） A：指定なし、B：指定あり&対策工事が小規模、C：指定あり&対策工事が大規模 （事例 3） A：危険性低、B：危険性中、C：危険性高 （事例 4） A：指定なし、B：一部が指定 or 指定区域に隣接、C：全域が指定 （事例 5） A：指定なし、B：指定あり&影響軽微、C：指定あり&影響大										

No.1-2

評価視点	安心・安全の確保										
評価項目	地形・地質										
評価指標	地質（軟弱地盤）										
配点	3 点										
評価の考え方	地盤が強固なほうを優れていると評価する。 ＜理由＞軟弱地盤は地震時に液状化するおそれがあるとともに、施設整備にあたって不等沈下対策が必要となるため。										
評価方法	■パターン ①予め定めた評価基準によって評価 ②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価 ■点数づけ ①段階（3 段階を基本）②定量（小数第 2 位を四捨五入） ■評価基準・採点方法 応募地の PL 値（液状化指数）を確認する。 <table><tr><th>評価</th><th>評価基準</th><th>採点方法</th></tr><tr><td>A</td><td>PL 値：0～5 未満</td><td rowspan="3">「滋賀県防災情報マップ」から判断する。複数の表記基準に該当する応募地は、低いほうの評価を採用する。</td></tr><tr><td>B</td><td>PL 値：5～15 未満</td></tr><tr><td>C</td><td>PL 値：15～</td></tr></table>	評価	評価基準	採点方法	A	PL 値：0～5 未満	「滋賀県防災情報マップ」から判断する。複数の表記基準に該当する応募地は、低いほうの評価を採用する。	B	PL 値：5～15 未満	C	PL 値：15～
評価	評価基準	採点方法									
A	PL 値：0～5 未満	「滋賀県防災情報マップ」から判断する。複数の表記基準に該当する応募地は、低いほうの評価を採用する。									
B	PL 値：5～15 未満										
C	PL 値：15～										
根拠資料等	・「滋賀県防災情報マップ」（滋賀県）http://shiga-bousai.jp/dmap/top/index ※液状化危険度分布マップ（全地震最大） ・「地震時における砂質地盤の液状化判定法と耐震設計への適用に関する研究」（土木研究所資料第 1729 号） 表 液状化の判定 <table><tr><th>PL 値</th><th>液状化の判定</th></tr><tr><td>PL：0</td><td>液状化危険度はかなり低い。液状化に関する詳細な調査は一般に不要。</td></tr><tr><td>PL 値：0～5 未満</td><td>液状化危険度は低い。特に重要な構造物の設計に際しては、より詳細な調査が必要。</td></tr><tr><td>PL 値：5～15 未満</td><td>液状化危険度が高い。重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要。液状化対策が一般に必要。</td></tr><tr><td>PL 値：15～</td><td>液状化危険度が極めて高い。液状化に関する詳細な調査と液状化対策は不可避。</td></tr></table>	PL 値	液状化の判定	PL：0	液状化危険度はかなり低い。液状化に関する詳細な調査は一般に不要。	PL 値：0～5 未満	液状化危険度は低い。特に重要な構造物の設計に際しては、より詳細な調査が必要。	PL 値：5～15 未満	液状化危険度が高い。重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要。液状化対策が一般に必要。	PL 値：15～	液状化危険度が極めて高い。液状化に関する詳細な調査と液状化対策は不可避。
PL 値	液状化の判定										
PL：0	液状化危険度はかなり低い。液状化に関する詳細な調査は一般に不要。										
PL 値：0～5 未満	液状化危険度は低い。特に重要な構造物の設計に際しては、より詳細な調査が必要。										
PL 値：5～15 未満	液状化危険度が高い。重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要。液状化対策が一般に必要。										
PL 値：15～	液状化危険度が極めて高い。液状化に関する詳細な調査と液状化対策は不可避。										
備考	—										

参考 (他事例の 評価基準)	(事例 1 : 液状化予測地域への該当状況) A : 対象外、B : ややしやすい、C : しやすい (事例 2 : 地盤改良工事の必要性) A : 必要なし、B : 小規模工事、C : 大規模工事 (事例 3 : 斜面崩壊・地すべり・液状化の危険性) A : 低、B : 中、C : 高 (事例 4 : 軟弱地盤) A : 軟弱ではない、B : 軟弱&支持力確保可、C : 軟弱&大規模対策
--------------------------	--

No.1-3

評価視点	安心・安全の確保												
評価項目	地形・地質												
評価指標	活断層												
配点	3 点												
評価の考え方	敷地内に活断層が存在しないほうを優れていると評価する。 ＜理由＞敷地内に活断層があり、地震により断層のずれが発生した場合、構造物等に多大な被害が生じるため。活断層に近いと地震対策の強化が必要になる可能性があるため。												
評価方法	■パターン ①予め定めた評価基準によって評価 ②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価 ■点数づけ ①段階（3 段階を基本） ②定量（小数第 2 位を四捨五入） ■評価基準・採点方法 応募地から活断層までの距離を確認する。 <table><tr><th>評価</th><th>評価基準</th><th>採点方法</th></tr><tr><td>A</td><td>応募地は活断層から 6km 以上離れている。</td><td rowspan="3">根拠資料に記載されている断層線から 500m 以内を活断層の範囲とする。その範囲から応募地までの直線距離を計測して、判断する。</td></tr><tr><td>B</td><td>応募地内に活断層は位置しないが 6km 以内に存在する。</td></tr><tr><td>C</td><td>応募地内に活断層が位置する。</td></tr></table>			評価	評価基準	採点方法	A	応募地は活断層から 6km 以上離れている。	根拠資料に記載されている断層線から 500m 以内を活断層の範囲とする。その範囲から応募地までの直線距離を計測して、判断する。	B	応募地内に活断層は位置しないが 6km 以内に存在する。	C	応募地内に活断層が位置する。
評価	評価基準	採点方法											
A	応募地は活断層から 6km 以上離れている。	根拠資料に記載されている断層線から 500m 以内を活断層の範囲とする。その範囲から応募地までの直線距離を計測して、判断する。											
B	応募地内に活断層は位置しないが 6km 以内に存在する。												
C	応募地内に活断層が位置する。												
根拠資料等	・「大震災に学ぶ」（阪神淡路大震災調査研究委員会報告書第 2 編） ※建物の全壊率が活断層から 6km を境に急激に減少することが報告されている。 ・「活断層データベース」（産業技術総合研究所） https://gbank.gsj.jp/activefault/index_gmap.html ※既存資料を 1/20 万地図上で編集したものであり、場所によっては最大数百メートルの誤差がある可能性がある。また、表示される断層線の幅は、実際の活断層の幅を示すものではない、とある。												
備考	－												
参考 (他事例の 評価基準)	(事例 1：活断層からの距離) A：6km 以上、B：敷地内に無いが 6km 以内、C：敷地内												

No.1-4

評価視点	安心・安全の確保												
評価項目	施設の建設及び建替えへの制約												
評価指標	支障物の存在												
配点	3 点												
評価の考え方	施設建設の支障となる物（鉄塔、送電線等）が無い敷地を優れていると評価する。 ＜理由＞支障物は、施設の建設や将来的な建替え等に支障をきたす可能性があるため。												
評価方法	■パターン ①予め定めた評価基準によって評価 ②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価 ■点数づけ ①段階（3 段階を基本） ②定量（小数第 2 位を四捨五入） ■評価基準・採点方法 支障物と応募地の位置関係や支障物の種類を確認する。 <table><tr><th>評価</th><th>評価基準</th><th>採点方法</th></tr><tr><td>A</td><td>応募地内に支障物が無い。</td><td rowspan="3">現地踏査により支障物の種類や位置を確認して、判断する。 支障物の例：鉄塔、送電線</td></tr><tr><td>B</td><td>応募地内に支障物があるが、施設の建設や将来的な建替え等への制限が小さい。</td></tr><tr><td>C</td><td>応募地内に支障物があり、施設の建設や将来的な建替え等への制限が大きい。</td></tr></table>			評価	評価基準	採点方法	A	応募地内に支障物が無い。	現地踏査により支障物の種類や位置を確認して、判断する。 支障物の例：鉄塔、送電線	B	応募地内に支障物があるが、施設の建設や将来的な建替え等への制限が小さい。	C	応募地内に支障物があり、施設の建設や将来的な建替え等への制限が大きい。
評価	評価基準	採点方法											
A	応募地内に支障物が無い。	現地踏査により支障物の種類や位置を確認して、判断する。 支障物の例：鉄塔、送電線											
B	応募地内に支障物があるが、施設の建設や将来的な建替え等への制限が小さい。												
C	応募地内に支障物があり、施設の建設や将来的な建替え等への制限が大きい。												
根拠資料等	・ 現地踏査												
備考	－												
参考 （他事例の 評価基準）	（事例 1） A：支障物なし、C：あり （事例 2） A：支障物なし、C：あり （事例 3） A：他施設の建築スペースあり、C：なし （事例 4） A：支障物なし、B：支障物あり＆施設配置に配慮が必要、 C：支障物あり＆施設配置に制限あり												

No.1-5

評価視点	安心・安全の確保												
評価項目	施設の建設及び建替えへの制約												
評価指標	施設配置												
配点	3 点												
評価の考え方	建設及び建替えにおける施設配置が容易なほうを優れていると評価する。 ＜理由＞建設及び建替えにおける施設配置が容易なほうが、施設を安定的に稼働・更新することが可能であり、斎場利用者により配慮した施設配置も可能であるため。												
評価方法	■パターン ①予め定めた評価基準によって評価 ②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価 ■点数づけ ①段階（3 段階を基本） ②定量（小数第 2 位を四捨五 0 入） ■評価基準・採点方法 応募地内に下記の長方形（施設建屋等の建設に必要な用地）が配置可能か確認する。 ・焼却施設・リサイクル施設合棟：90m×113m ・汚泥再生施設：45m×60m ・斎場：66m×67m ・建替用地：90m×113m ※上記の 3 施設のうち最大の施設の値 <table><tr><th>評価</th><th>評価基準</th><th>採点方法</th></tr><tr><td>A</td><td>長方形の配置が容易</td><td rowspan="3">事務局が長方形の配置図を作成して、判断する。</td></tr><tr><td>B</td><td>長方形の配置が条件付きで可能</td></tr><tr><td>C</td><td>長方形の配置が困難</td></tr></table>			評価	評価基準	採点方法	A	長方形の配置が容易	事務局が長方形の配置図を作成して、判断する。	B	長方形の配置が条件付きで可能	C	長方形の配置が困難
評価	評価基準	採点方法											
A	長方形の配置が容易	事務局が長方形の配置図を作成して、判断する。											
B	長方形の配置が条件付きで可能												
C	長方形の配置が困難												
根拠資料等	・基本方針 ※焼却施設・リサイクル施設合棟に必要な建築面積は 70m×約 93m、汚泥再生施設建屋に必要な建築面積は 25m×40m、構内道路面積は建屋周辺に幅 10m で確保する、とされている。 ※斎場建屋に必要な建築面積は 4400 m²とされている。												
備考	—												
参考 (他事例の 評価基準)	(事例 1：100m×100m の正方形の配置) A：十分に可能、B：ほぼ可能、C：困難												

No.1-6

評価視点	安心・安全の確保
評価項目	斎場利用者への配慮
評価指標	斎場までの移動時間
配点	3 点
評価の考え方	多くの市民が利用しやすい場所に位置する（斎場から最も遠方にある集落までの距離が近い）ほうを優れていると評価する。 ＜理由＞利便性が良いほうが、市民が利用しやすいため。
評価方法	■パターン ①予め定めた評価基準によって評価 ②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価 ■点数づけ ①段階（3 段階を基本） ②定量（小数第 2 位を四捨五入） ■評価基準・採点方法 基本方針において、既存の斎場施設への移動距離・時間が示された 11 集落（菅浦、月出、杓掛、中河内、菅並、金居原、甲津原、長久寺、上丹生、梅ヶ原、磯）から応募地までの移動時間を算定して、移動時間の最大値を応募地の値とする。 得点は、以下の式にて計算する。 $\text{得点} = \frac{\text{（最も値が小さい応募地の値）}}{\text{（当該応募地の値）}} \times \text{配点}$
根拠資料等	・基本方針 ・google Map ※移動時間を検索（検索条件：平日の日中、高速道路は不使用）
備考	—
参考 (他事例の 評価基準)	（事例 1：各候補地の平均値に対する比率）A：-10%以下、B：-10%～+10%、C：+10%以上

No.1-7

評価視点	安心・安全の確保												
評価項目	土地利用規制												
評価指標	河川法												
配点	3 点												
評価の考え方	河川区域、河川保全区域に該当していないほうを優れていると評価する。 ＜理由＞河川法にて指定されている区域は、防災や保全管理のため配慮が必要なため。また、行為の制限や許可手続きがあるため。												
評価方法	■パターン ①予め定めた評価基準によって評価 ②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価 ■点数づけ ①段階（3 段階を基本）②定量（小数第 2 位を四捨五入） ■評価基準・採点方法 河川区域、河川保全区域への該当状況进行评估する。 <table><tr><th>評価</th><th>評価基準</th><th>採点方法</th></tr><tr><td>A</td><td>応募地全域が該当しない。</td><td rowspan="3">根拠資料から判断する。 応募地に河川区域、河川保全区域の両方が含まれる場合は、評価基準 C を適用する。</td></tr><tr><td>B</td><td>応募地に河川保全区域が含まれる。</td></tr><tr><td>C</td><td>応募地に河川区域が含まれる。</td></tr></table>			評価	評価基準	採点方法	A	応募地全域が該当しない。	根拠資料から判断する。 応募地に河川区域、河川保全区域の両方が含まれる場合は、評価基準 C を適用する。	B	応募地に河川保全区域が含まれる。	C	応募地に河川区域が含まれる。
評価	評価基準	採点方法											
A	応募地全域が該当しない。	根拠資料から判断する。 応募地に河川区域、河川保全区域の両方が含まれる場合は、評価基準 C を適用する。											
B	応募地に河川保全区域が含まれる。												
C	応募地に河川区域が含まれる。												
根拠資料等	・「河川保全区域の指定」（滋賀県告示） ・「長浜土木事務所管内図」（滋賀県長浜土木事務所） ・「長浜土木事務所木之本支所管内図」（滋賀県長浜土木事務所木之本支所） ・現地踏査 ・長浜市墓地等経営の許可等に関する規則（長浜市規則） ※火葬場を設置する場所は「河川から 20 メートル以上離れていること。ただし、市長が認めるときは、この限りではない。」とある。												
備考	—												
参考 （他事例の 評価基準）													

No.1-8

評価視点	安心・安全の確保												
評価項目	土地利用規制												
評価指標	農業振興地域の整備に関する法律												
配点	3 点												
評価の 考え方	農用地区域に該当していないほうを優れていると評価する。 ＜理由＞農用地区域は、総合的な農業の振興を目指し、農用地等として利用を確保すべき土地と定められているため。												
評価方法	■パターン ①予め定めた評価基準によって評価 ②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価 ■点数づけ ①段階（3 段階を基本） ②定量（小数第 2 位を四捨五入） ■評価基準・採点方法 農用地区域、農業振興地域への該当状況を確認する。 <table><tr><th>評価</th><th>評価基準</th><th>採点方法</th></tr><tr><td>A</td><td>応募地全域が該当しない。</td><td rowspan="3">市の担当部署に該当状況を問い合わせ、判断する。 農用地区域、農業振興地域の両方が含まれる場合は、評価基準 C を適用する。</td></tr><tr><td>B</td><td>応募地に農業振興地域が含まれる。</td></tr><tr><td>C</td><td>応募地に農用地区域が含まれる。</td></tr></table>			評価	評価基準	採点方法	A	応募地全域が該当しない。	市の担当部署に該当状況を問い合わせ、判断する。 農用地区域、農業振興地域の両方が含まれる場合は、評価基準 C を適用する。	B	応募地に農業振興地域が含まれる。	C	応募地に農用地区域が含まれる。
評価	評価基準	採点方法											
A	応募地全域が該当しない。	市の担当部署に該当状況を問い合わせ、判断する。 農用地区域、農業振興地域の両方が含まれる場合は、評価基準 C を適用する。											
B	応募地に農業振興地域が含まれる。												
C	応募地に農用地区域が含まれる。												
根拠資料等	・担当部署の内部資料を想定												
備考	－												
参考 （他事例の 評価基準）	（事例 1：農用地区域の指定面積割合）A：0%、B：0～50%、C：50%以上 （事例 2：農振地域の指定状況）A：指定なし、B：指定あり、C：指定あり＆補助金投入 （事例 3：農用地までの距離）A：3km 以上、B：100m～3km、C：100m 以内 （事例 4：農用地等の指定）A：指定なし、B：農業振興地域に指定、C：農用地に指定												

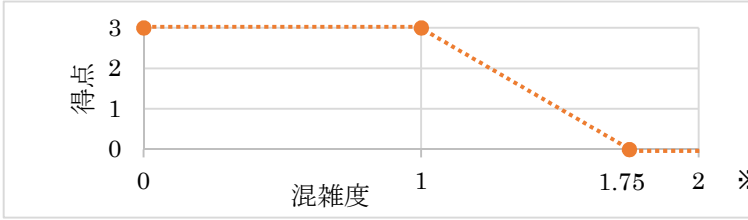
No.2-1

評価視点	環境保全への配慮
評価項目	住宅との距離
評価指標	最寄りの住宅までの距離
配点	3 点
評価の 考え方	敷地境界から直近の住宅までの直線距離が遠いほうを優れていると評価する。 ＜理由＞施設整備時及び稼働時における騒音・振動等の影響や、斎場及びごみ処理施設に対する近隣住民に配慮するため。
評価方法	■パターン ①予め定めた評価基準によって評価 ②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価 ■点数づけ ①段階（3 段階を基本） ②定量（小数第 2 位を四捨五入） ■評価基準・採点方法 応募地の敷地境界から直近の住宅までの直線距離が 100m 以上の場合は満点とする。100m 未満の場合は、直線距離 0m（敷地に隣接）を 0 点として、配点に直線距離に応じた係数を掛けて計算する。 (100m 未満の計算式) $\text{得点} = \frac{\text{直線距離(m)}}{100} \times \text{配点}$
根拠資料等	・住宅地図等 ・現地踏査 ※住宅地図等で確認された直近の住宅が、人が住める状態のものか確認。 ・「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省） ※施設の稼働による騒音・振動の影響の調査対象地域として、敷地境界からおおむね 100m までの範囲とされている。 ・長浜市墓地等経営の許可等に関する規則（長浜市規則） ※火葬場を設置する場所は「住宅、学校、病院その他これらに類する施設の敷地から 100 メートル以上離れていること。ただし、市長が認めるときは、この限りではない。」とある。
備考	—
参考 (他事例の 評価基準)	(事例 1) A : 300m 以上、B : 100m 以上 300m 未満、C : 100m 未満 (事例 2) A : 500m 以上、B : 300m 以上 500m 未満、C : 300m 未満 (事例 3) A : 3km 以上、B : 100m 以上 3km 未満、C : 100m 未満 (事例 4) A : 100m 以上、B : 50m 以上 100m 未満、C : 50m 未満

No.2-2

評価視点	環境保全への配慮
評価項目	周辺諸施設との距離
評価指標	最寄りの教育施設・医療福祉施設までの距離
配点	3 点
評価の考え方	敷地境界から直近の教育施設・医療福祉施設（幼稚園・小学校・中学校・高校・大学・養護学校・高専・専修学校、病院・診療所（入院施設を有するもの）、保育所、児童館、子育てセンター、福祉センター、図書館、高齢者養護施設、障害者支援施設）までの直線距離が遠いほうを優れていると評価する。 ＜理由＞施設整備時及び稼働時における騒音・振動等の影響や、斎場及びごみ処理施設に対する教育施設・医療福祉施設利用者に配慮するため。
評価方法	■パターン ①予め定めた評価基準によって評価 ②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価 ■点数づけ ①段階（3 段階を基本） ②定量（小数第 2 位を四捨五入） ■評価基準・採点方法 応募地の敷地境界から直近の教育施設・医療福祉施設までの直線距離が 100m 以上の場合は満点とする。100m 未満の場合は、直線距離 0m（敷地に隣接）を 0 点として、配点に直線距離に応じた係数を掛けて計算する。 (100m 未満の計算式) $\text{得点} = \frac{\text{直線距離(m)}}{100} \times \text{配点}$
根拠資料等	・住宅地図等 ・現地踏査 ※施設が供用中であることを確認 ・「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省） ※施設の稼働による騒音・振動の影響の調査対象地域として、敷地境界からおおむね 100m までの範囲とされている。 ・長浜市墓地等経営の許可等に関する規則（長浜市規則） ※火葬場を設置する場所は「住宅、学校、病院その他これらに類する施設の敷地から 100 メートル以上離れていること。ただし、市長が認めるときは、この限りではない。」とある。
備考	—
参考 (他事例の 評価基準)	(事例 1) A : 300m 以上、B : 100m 以上 300m 未満、C : 100m 未満 (事例 2) A : 500m 以上、B : 300m 以上 500m 未満、C : 300m 未満 (事例 3) A : 3km 以上、B : 100m 以上 3km 未満、C : 100m 未満 (事例 4) A : 100m 以上、B : 50m 以上 100m 未満、C : 50m 未満

No.2-3

評価視点	環境保全への配慮
評価項目	周辺道路の混雑
評価指標	周辺道路の混雑状況
配点	3 点
評価の考え方	搬入道路が接続する既存道路（対面交通が可能な 2 車線以上）が混雑していないほうを優れていると評価する。 <理由>施設稼働により交通量が増加しても、施設周辺道路が混雑することなく円滑に走行できることが望ましいため。
評価方法	■パターン ①予め定めた評価基準によって評価 ②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価 ■点数づけ ①段階（3 段階を基本） ②定量（小数第 2 位を四捨五入） ■評価基準・採点方法 搬入道路が接続する既存道路（対面交通が可能な 2 車線以上の道路）の混雑度が 1.0 未満の場合は満点とする。1.0 以上の場合は、混雑率 1.75 を 0 点として、配点に混雑度に応じた係数を掛けて計算する。  ※配点を 3 点とする場合 対面交通が可能な 2 車線以上の道路と敷地境界を結ぶ既存道路がある場合、搬入ルートはその既存道路の拡幅を基本とする。 搬入道路が接続する既存道路の混雑度が算定されていない場合は、現地視察等の結果を踏まえて評価する。

根拠資料等	・平成 22 年度道路交通センサス http://www.mlit.go.jp/road/census/h22-1/ ・現地踏査、現地視察 ・搬入ルート図（案） ※事務局作成 ・「道路の交通容量」（日本道路協会） <table border="1" data-bbox="435 421 1404 801"> <thead> <tr> <th>混雑度</th><th>交通状況の推定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0 未満</td><td>昼間 12 時間を通して、道路が混雑することなく、円滑に走行できる。渋滞やそれに伴う極端な遅れはほとんどない。</td></tr> <tr> <td>1.0～1.25 未満</td><td>昼間 12 時間のうち道路が混雑する可能性のある時間が 1～2 時間ある。何時間も混雑が連続するという可能性は非常に小さい。</td></tr> <tr> <td>1.25～1.75 未満</td><td>ピーク時間はもとより、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性の高い状態。ピーク時のみから、日中の連続的混雑への過渡状態と考えられる。</td></tr> <tr> <td>1.75 以上</td><td>道路が飽和していない時間がほとんどなくなる。慢性的混雑状態を呈する。</td></tr> </tbody> </table>	混雑度	交通状況の推定	1.0 未満	昼間 12 時間を通して、道路が混雑することなく、円滑に走行できる。渋滞やそれに伴う極端な遅れはほとんどない。	1.0～1.25 未満	昼間 12 時間のうち道路が混雑する可能性のある時間が 1～2 時間ある。何時間も混雑が連続するという可能性は非常に小さい。	1.25～1.75 未満	ピーク時間はもとより、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性の高い状態。ピーク時のみから、日中の連続的混雑への過渡状態と考えられる。	1.75 以上	道路が飽和していない時間がほとんどなくなる。慢性的混雑状態を呈する。
混雑度	交通状況の推定										
1.0 未満	昼間 12 時間を通して、道路が混雑することなく、円滑に走行できる。渋滞やそれに伴う極端な遅れはほとんどない。										
1.0～1.25 未満	昼間 12 時間のうち道路が混雑する可能性のある時間が 1～2 時間ある。何時間も混雑が連続するという可能性は非常に小さい。										
1.25～1.75 未満	ピーク時間はもとより、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性の高い状態。ピーク時のみから、日中の連続的混雑への過渡状態と考えられる。										
1.75 以上	道路が飽和していない時間がほとんどなくなる。慢性的混雑状態を呈する。										
備考	—										
参考 （他事例の 評価基準）	（事例 1：交通事情の悪化の程度）A：渋滞なし&悪化もなし、 B：渋滞なし&悪化なし&運搬車両の比率高、C：すでに渋滞あり （事例 2：供用後の混雑度）A：1.25 未満、B：1.25～1.75、C：1.75 以上										

No.2-4

評価視点	環境保全への配慮											
評価項目	環境関連法規制											
評価指標	都市計画											
配点	3 点											
評価の考え方	住宅系の用途地域、商業系の用途地域を避け、工業系の用途地域を優れていると評価する。 <理由>住宅系の用途地域は、騒音や振動等の環境基準の規制が厳しいため。商業系の用途地域は、多くの市民が利用する土地であるため。											
評価方法	■パターン ①予め定めた評価基準によって評価 ②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価 ■点数づけ ①段階（3 段階を基本） ②定量（小数第 2 位を四捨五入） ■評価基準・採点方法 評価の考え方に示した各区域への該当状況を確認する。 <table><tr><th>評価</th><th>評価基準</th><th>判断基準・方法</th></tr><tr><td>A</td><td>準工業地域、工業地域、工業専用地域</td><td rowspan="3">根拠資料から判断する。 複数の評価基準に該当する応募地は、低いほうの評価を採用する。</td></tr><tr><td>B</td><td>A 及び C 以外の地域、 都市計画区域外</td></tr><tr><td>C</td><td>低層住居専用地域（第一種、第二種）、中高層住居専用地域（第一種、第二種）、住居地域（第一種、第二種）、近隣商業地域、商業地域</td></tr></table>		評価	評価基準	判断基準・方法	A	準工業地域、工業地域、工業専用地域	根拠資料から判断する。 複数の評価基準に該当する応募地は、低いほうの評価を採用する。	B	A 及び C 以外の地域、 都市計画区域外	C	低層住居専用地域（第一種、第二種）、中高層住居専用地域（第一種、第二種）、住居地域（第一種、第二種）、近隣商業地域、商業地域
評価	評価基準	判断基準・方法										
A	準工業地域、工業地域、工業専用地域	根拠資料から判断する。 複数の評価基準に該当する応募地は、低いほうの評価を採用する。										
B	A 及び C 以外の地域、 都市計画区域外											
C	低層住居専用地域（第一種、第二種）、中高層住居専用地域（第一種、第二種）、住居地域（第一種、第二種）、近隣商業地域、商業地域											
根拠資料等	・「彦根長浜都市計画区域」（米原市） ・「米原東北部都市計画区域」（米原市） ・「長浜市都市計画図」（長浜市） ・「長浜市北部都市計画図」（長浜市）											
備考	—											
参考 （他事例の 評価基準）	（事例 1）A：準工業地域・工業地域・工業専用地域・市街化調整区域、C：左記以外 （事例 2）A：都市計画区域外、B：区域内&未線引き、C：区域内&用途地域 （事例 3）A：他施設の建築スペースあり、C：なし （事例 4）A：工業系の用途地域、B：用途指定なし、C：住宅系・商業系の用途地域											

No.2-5

評価視点	環境保全への配慮												
評価項目	環境関連法規制												
評価指標	景観												
配点	3 点												
評価の考え方	琵琶湖景観形成地域、琵琶湖景観形成特別地区、沿道景観形成地区、河川景観形成地区、景観形成重点区域に該当していないほうを優れていると評価する。 <理由>景観に関する法令にて指定されている規制区域は、景観への配慮が必要なため。また、行為の制限や許可手続きがあるため。												
評価方法	■パターン ①予め定めた評価基準によって評価 ②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価 ■点数づけ ①段階（3 段階を基本） ②定量（小数第 2 位を四捨五入） ■評価基準・採点方法 評価の考え方に示した各区域を重ねた区域への該当状況を確認する。 <table><tr><th>評価</th><th>評価基準</th><th>採点方法</th></tr><tr><td>A</td><td>応募地全域が該当しない。</td><td rowspan="3">根拠資料から判断する。</td></tr><tr><td>B</td><td>－</td></tr><tr><td>C</td><td>応募地の一部あるいは全域が該当する。</td></tr></table>			評価	評価基準	採点方法	A	応募地全域が該当しない。	根拠資料から判断する。	B	－	C	応募地の一部あるいは全域が該当する。
評価	評価基準	採点方法											
A	応募地全域が該当しない。	根拠資料から判断する。											
B	－												
C	応募地の一部あるいは全域が該当する。												
根拠資料等	・「滋賀県景観計画」（滋賀県） ※琵琶湖景観形成地域、琵琶湖景観形成特別地区、沿道景観形成地区、河川景観形成地区 ・「長浜市景観まちづくり計画」（長浜市） ※景観形成重点区域												
備考	－												
参考（他事例の評価基準）	（事例 1）歴史的文化的景観、景勝地としての景観、市街地景観等への影響について、委員の評点平均を採用。 （事例 2：貴重な景観資源への影響）A：影響なし、B：影響小、C：影響大 （事例 3：周辺景観への影響）A：小、B：中、C：大 （事例 4：主要眺望点からの施設が見えるか）A：見えない、B：一部が見える、C：全体が見える。												

No.2-6

評価視点	環境保全への配慮												
評価項目	環境関連法規制												
評価指標	自然環境												
配点	3 点												
評価の考え方	自然公園法、都市計画法、鳥獣保護法、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例、滋賀県自然環境保全条例が定める自然環境保全に関する規制区域に該当していないほうを優れていると評価する。 <理由>自然環境保全に関する法令にて指定されている規制区域は、自然環境への配慮が必要なため。また、行為の制限や許可手続きがあるため。												
評価方法	■パターン ①予め定めた評価基準によって評価 ②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価 ■点数づけ ①段階（3 段階を基本）②定量（小数第 2 位を四捨五入） ■評価基準・採点方法 評価の考え方に示した各区域を重ねた区域への該当状況を確認する。 <table><tr><th>評価</th><th>評価基準</th><th>採点方法</th></tr><tr><td>A</td><td>応募地全域が該当しない。</td><td rowspan="3">根拠資料から判断する。</td></tr><tr><td>B</td><td>－</td></tr><tr><td>C</td><td>応募地の一部あるいは全域が該当する。</td></tr></table>			評価	評価基準	採点方法	A	応募地全域が該当しない。	根拠資料から判断する。	B	－	C	応募地の一部あるいは全域が該当する。
評価	評価基準	採点方法											
A	応募地全域が該当しない。	根拠資料から判断する。											
B	－												
C	応募地の一部あるいは全域が該当する。												
根拠資料等	・自然公園法 ※自然公園 ・都市計画法 ※緑地、風致地区 ・都市緑地法 ※緑地保全地域、特別緑地保全地区 ・鳥獣保護法 ※鳥獣保護区（特別保護区を含む）、休猟区 ・ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例 ※生息・生育地保護区 ・滋賀県自然環境保全条例 ※滋賀県自然環境保全地域、緑地環境保全地域、自然記念物												
備考	資格審査基準とした天然記念物及び特別天然記念物は本評価基準から除外した。												
参考 (他事例の評価基準)	(事例 1：貴重種が分布 or 猛禽類の高利用域の可能性) A：可能性高い、C：可能性低い (事例 2：希少動植物の生息・生育可能性) A：可能性高い、B：可能性低い、可能性なし (事例 3：鳥獣保護区指定) A：指定なし、B：一部指定、C：全域指定 (事例 4：緑地環境保全地域、風致地区、緑地保全地区、鳥獣保護区、希少動植物の保護区等) A：指定なし、C：指定あり												

No.2-7

評価視点	環境保全への配慮										
評価項目	埋蔵文化財										
評価指標	発掘調査										
配点	3 点										
評価の考え方	埋蔵文化財包蔵地に該当していないほうを優れていると評価する。 ＜理由＞地域の歴史・文化を継承していくために、将来にわたって保守していくことが望ましいため。										
評価方法	■パターン ①予め定めた評価基準によって評価 ②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価 ■点数づけ ①段階（3 段階を基本）②定量（小数第 2 位を四捨五入） ■評価基準・採点方法 埋蔵文化財包蔵地への該当状況を確認する。 <table><tr><th>評価</th><th>評価基準</th><th>採点方法</th></tr><tr><td>A</td><td>応募地全域が該当しない。</td><td rowspan="3">担当部署（滋賀県文化財保護協会等）に該当状況を問い合わせ、判断する。</td></tr><tr><td>B</td><td>応募地の一部が該当する。</td></tr><tr><td>C</td><td>応募地全域が該当する。</td></tr></table>	評価	評価基準	採点方法	A	応募地全域が該当しない。	担当部署（滋賀県文化財保護協会等）に該当状況を問い合わせ、判断する。	B	応募地の一部が該当する。	C	応募地全域が該当する。
評価	評価基準	採点方法									
A	応募地全域が該当しない。	担当部署（滋賀県文化財保護協会等）に該当状況を問い合わせ、判断する。									
B	応募地の一部が該当する。										
C	応募地全域が該当する。										
根拠資料等	・担当部署の内部資料を想定										
備考	資格審査基準とした文化財は本評価基準から除外した。										
参考 （他事例の 評価基準）	（事例 1） A：該当せず、B：0～50%が該当、C：50%以上が該当 （事例 2） A：該当せず、B：該当する&工事支障なし、C：該当する&工事支障あり （事例 3） A：該当せず、B：該当する&発掘規模小、C：該当する&発掘規模大 （事例 4） A：該当せず、B：該当しないが近接地が該当、C：該当する （事例 5） A：該当せず、C：該当する										

No.3-1

評価視点	事業の経済性
評価項目	収集運搬の距離
評価指標	収集運搬効率
配点	3 点
評価の 考え方	収集運搬効率がよいほうを優れていると評価する。 ＜理由＞ごみ収集運搬経費は安価なほうが望ましいため。
評価方法	■パターン ①予め定めた評価基準によって評価 ②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価 ■点数づけ ①段階（3 段階を基本） ②定量（小数第 2 位を四捨五入） ■評価基準・採点方法 応募地の敷地境界から管内の人口重心までの直線距離を計算する。 得点は、以下の式にて計算する。 $\text{得点} = \frac{\text{（最も値が小さい応募地の値）}}{\text{（当該応募地の値）}} \times \text{配点}$
根拠資料等	・「平成 22 年国勢調査結果」（総務省統計局） 我が国の人口重心：http://www.stat.go.jp/data/kokusei/topics/topi61.htm 人口等基本集計結果：http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/
備考	—
参考 （他事例の 評価基準）	（事例 1）計算方法：人口重心から候補地までの距離×車両台数の合計 点数づけ：最も値の大きな候補地を最低点として、他の候補地は比例配点。 （事例 2）計算方法：不明 点数づけ：平均運搬距離（A：相対的に短い、B：現況と同等、C：相対的に長い） （事例 3）計算方法：収集地域から候補地までの運搬距離に各地域の人口を乗じた総和を 総人口で割る 点数づけ：最も値の小さな候補地を満点として、他の候補地は比例配点。 （事例 4）計算方法：人口重心から候補地までの距離×車両台数の合計 点数づけ：各候補地の平均値に対する比率（A：-10%以下、B：-10%～+10%、 C：+10%以上） （事例 5）計算方法：人口重心から候補地までの距離×人口割合の合計 点数づけ：最も値の小さな候補地を満点として、他の候補地は比例配点。

No.3-2

評価視点	事業の経済性
評価項目	用地取得
評価指標	用地取得費
配点	3 点
評価の考え方	用地取得費が安いほうを優れていると評価する。 ＜理由＞用地取得費は安価なほうが望ましいため。
評価方法	■パターン ①予め定めた評価基準によって評価 ②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価 ■点数づけ ①段階（3 段階を基本） ②定量（小数第 2 位を四捨五入） ■評価基準・採点方法 路線価あるいは標準宅地価格を元に用地取得概算費用を算定する。算定にあたって、各種補正（奥行価格補正率、奥行長大補正率等）は考慮しない。 得点は、以下の式にて計算する。 $\text{得点} = \frac{\text{（最も安価な応募地の費用）}}{\text{（当該応募地の費用）}} \times \text{配点}$
根拠資料等	・「平成 28 年度財産評価基準書 路線価図」（国税庁） http://www.rosenka.nta.go.jp/ ・「全国地価マップ」（（一財）資産評価システム研究センター） http://www.chikamap.jp/
備考	—
参考 (他事例の 評価基準)	（事例 1）計算方法：簡易不動産鑑定 点数づけ：最も安価な候補地を満点として、他の候補地は比例配点。 （事例 2）計算方法：不明（用地単価とあるが、具体的な計算方法が示されていない。） 点数づけ：最も安価な候補地を満点として、他の候補地は比例配点。 （事例 3）計算方法：不明 点数づけ：各候補地の平均値に対する比率（A：-10%以下、B：-10%～+10%、C：+10%以上） （事例 4）計算方法：路線価 点数づけ：最も値の小さな候補地を満点として、他の候補地は比例配点。

No.3-3

評価視点	事業の経済性												
評価項目	用地取得												
評価指標	敷地面積												
配点	3 点												
評価の考え方	敷地面積が 4.5～5.5ha であるほうを優れていると評価する。 ＜理由＞用地面積は公募要領に定めた範囲であるほうが望ましいため。												
評価方法	■パターン ①予め定めた評価基準によって評価 ②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価 ■点数づけ ①段階（3 段階を基本） ②定量（小数第 2 位を四捨五入） ■評価基準・採点方法 登記簿上の応募地の面積を確認する。 <table><tr><th>評価</th><th>評価基準</th><th>採点方法</th></tr><tr><td>A</td><td>4.5ha 以上～5.5ha 以下</td><td rowspan="3">応募書類から判断する。</td></tr><tr><td>B</td><td>5.5ha より大きく、6.5ha 未満</td></tr><tr><td>C</td><td>6.5ha 以上</td></tr></table>			評価	評価基準	採点方法	A	4.5ha 以上～5.5ha 以下	応募書類から判断する。	B	5.5ha より大きく、6.5ha 未満	C	6.5ha 以上
評価	評価基準	採点方法											
A	4.5ha 以上～5.5ha 以下	応募書類から判断する。											
B	5.5ha より大きく、6.5ha 未満												
C	6.5ha 以上												
根拠資料等	・ 応募書類 ※別紙様式 2 土地所有者意向状況一覧表 ・ 公募要項 ※建替用地 1.0ha としていることから、評価基準とする面積は 1ha 刻みとする。 ・ 公募に関する質問（Q&A） ※「概ね 5ha とは 4.5～5.5ha です。」と示されている。												
備考	敷地面積 4.5ha 未満の応募地は資格審査基準を満たさないため、本評価基準から除外した。												
参考 （他事例の 評価基準）	事例なし。												

No.3-4

評価視点	事業の経済性
評価項目	敷地造成費
評価指標	敷地造成費
配点	3 点
評価の 考え方	敷地造成費が安いほうを優れていると評価する。 ＜理由＞敷地造成費は安価なほうが望ましいため。
評価方法	■パターン ①予め定めた評価基準によって評価 ②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価 ■点数づけ ①段階（3 段階を基本） ②定量（小数第 2 位を四捨五入） ■評価基準・採点方法 事務局で敷地造成費を算定する。 得点は、以下の式にて計算する。 $\text{得点} = \frac{\text{（最も安価な応募地の費用）}}{\text{（当該応募地の費用）}} \times \text{配点}$
根拠資料等	・概算の敷地造成費 ※事務局作成
備考	—
参考 （他事例の 評価基準）	（事例 1）計算方法：不明 点数づけ：最も安価な候補地を満点として、他の候補地は比例配点。 （事例 2）計算方法：不明 点数づけ：最も安価な候補地を満点として、他の候補地は比例配点。 （事例 3）計算方法：不明 ※敷地の傾斜度に応じて試算していると考えられる 点数づけ：最も安価な候補地を満点として、他の候補地は比例配点。 （事例 4）計算方法：不明 ※敷地内の平地確保に要する造成費 点数づけ：最も値の小さな候補地を満点として、他の候補地は比例配点。

No.3-5

評価視点	事業の経済性
評価項目	インフラ整備費
評価指標	搬入道路、高圧受電、上水道の整備費合計
配点	3 点
評価の 考え方	インフラ整備費が安いほうを優れていると評価する。 ＜理由＞インフラ整備費は安価なほうが望ましいため。
評価方法	■パターン ①予め定めた評価基準によって評価 ②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価 ■点数づけ ①段階（3 段階を基本） ②定量（小数第 2 位を四捨五入） ■評価基準・採点方法 事務局でインフラ整備費を算定する。 得点は、以下の式にて計算する。 $\text{得点} = \frac{\text{（最も安価な応募地の費用）}}{\text{（当該応募地の費用）}} \times \text{配点}$
根拠資料等	・概算のインフラ整備費 ※事務局作成 搬入道路：50,000 千円/100m ※基本方針より 高圧受電：3,348 円/m（新設）、3,348 円/m×60%（張替えまたは添架） ※電気供給条件（特別高圧・高圧）（平成 28 年 4 月 1 日実施、関西電力）より 上水道：応募地を踏まえ試算
備考	—
参考 （他事例の 評価基準）	（事例 1）計算方法：不明 点数づけ：最も安価な候補地を満点として、他の候補地は比例配点。 （事例 2）計算方法：不明 点数づけ：最も安価な候補地を満点として、他の候補地は比例配点。 （事例 3）計算方法：不明 ※敷地の傾斜度に応じて試算していると考えられる 点数づけ：最も安価な候補地を満点として、他の候補地は比例配点。 （事例 4）計算方法：不明 ※電気整備費…引き込みに要する負担金等 ※用水整備費…引き込みに要する整備費 ※道路整備費…取付道路や必要な拡幅等の整備費 点数づけ：最も値の小さな候補地を満点として、他の候補地は比例配点。

No.4-1

評価視点	用地取得の実現性
評価項目	用地取得の実現性
評価指標	土地所有者数
配点	3 点
評価の 考え方	土地所有者が少ないほうを優れていると評価する。 ＜理由＞土地所有者数が少ないと、土地購入等の各種手続き等が容易となる。特に共同名義の土地や所有者が亡くなっている場合、また各種権利設定等のある土地は取得が非常に煩雑となり、事業スケジュールに影響が出るおそれがあるため。
評価方法	■パターン ①予め定めた評価基準によって評価 ②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価 ■点数づけ ①段階（3 段階を基本） ②定量（小数第 2 位を四捨五入） ■評価基準・採点方法 応募書類から土地所有者数を算出して、以下の式にて計算する。 $\text{得点} = \frac{\text{（最も人数が少ない応募地の土地所有者数）}}{\text{（当該応募地の土地所有者数）}} \times \text{配点}$
根拠資料等	・ 応募書類 ※別紙様式 2 土地所有者意向状況一覧表
備考	—
参考 （他事例の 評価基準）	（事例 1）地権者数の最も少ない候補地を満点として、他の候補地は比例配点。 （事例 2）地権者数の最も少ない候補地を満点として、他の候補地は比例配点。

No.4-2

評価視点	用地取得の実現性
評価項目	用地取得の実現性
評価指標	地域の合意状況
配点	3 点
評価の 考え方	応募自治会における賛成者の割合が高いほうを優れていると評価する。 ＜理由＞地域における合意形成は事業実施に不可欠であるため。
評価方法	■パターン ①予め定めた評価基準によって評価 ②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価 ■点数づけ ①段階（3 段階を基本） ②定量（小数第 2 位を四捨五入） ■評価基準・採点方法 応募書類から、総会の出席者数（委任状を含む）における賛成者の割合から 50% を引いた値（α）を計算する。 $\alpha = (\text{総会における賛成者数}) / (\text{総会の出席者数（委任状を含む）}) - 0.5$ 得点は、以下の式にて計算する。 $\text{得点} = \frac{(\text{当該応募地の } \alpha)}{(\text{最も賛成者の割合が多い応募地の } \alpha)} \times \text{配点}$
根拠資料等	・ 応募書類 ※別紙様式 4 新施設建設用地応募に関する総会議事録
備考	—
参考 (他事例の 評価基準)	(事例 1) 計算方法：不明 点数づけ：地元の理解度・協力度（A：積極的、B：特に反対なし、C：消極的） (事例 2) 計算方法：不明 ※構成員の数、総会出席者、総会採決結果を記述 点数づけ：不明 (事例 3) 計算方法：総会における賛同者の割合 点数づけ：最も値の大きな候補地を満点として、他の候補地は比例配点

No.4-3

評価視点	用地取得の実現性																																		
評価項目	隣接市町との距離																																		
評価指標	隣接市町との距離																																		
配点	3 点																																		
評価の考え方	管内に隣接する近隣市までの直線距離が遠いほうを優れていると評価する。 ＜理由＞管内と隣接する市についても、周辺地域として配慮が必要なため。																																		
評価方法	■パターン																																		
	①予め定めた評価基準によって評価																																		
	②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価																																		
	■点数づけ																																		
	①段階（3段階を基本） ②定量（小数第 2 位を四捨五入）																																		
	■評価基準・採点方法																																		
	敷地境界から直近の近隣市（市境）までの直線距離を確認する。ただし、直近の近隣市（市境）が琵琶湖上となる場合は、市境ではなく陸域までの直線距離を確認する。																																		
	<table><tr><td>評価</td><td>評価基準</td><td>採点方法</td></tr><tr><td>A</td><td>6km より大きい</td><td rowspan="3">応募書類から判断する。</td></tr><tr><td>B</td><td>3km より大きく 6km 以内</td></tr><tr><td>C</td><td>3km 以内</td></tr></table>									評価	評価基準	採点方法	A	6km より大きい	応募書類から判断する。	B	3km より大きく 6km 以内	C	3km 以内																
	評価	評価基準	採点方法																																
	A	6km より大きい	応募書類から判断する。																																
B	3km より大きく 6km 以内																																		
C	3km 以内																																		
根拠資料等	・ 航空法																																		
	※地表から 60m 以上の高さの物件には航空障害灯を設置しなければならない。																																		
	・ 本事業の焼却施設の施設規模（143t/日（6.0t/時））																																		
	・ 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省）																																		
	表 煙突排ガスによる影響の調査対象地域設定例																																		
	<table><tr><td rowspan="2">施設規模等</td><td>時間当り（t/時）</td><td>0.2</td><td>0.5</td><td>1</td><td>2</td><td>5</td><td>12</td><td>18</td></tr><tr><td>煙突実体高（m）</td><td>10</td><td>20</td><td>30</td><td>40</td><td>59</td><td>80</td><td>100</td></tr><tr><td colspan="2">調査対象地域（半径：km）</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>6</td><td>8</td><td>10</td></tr></table>									施設規模等	時間当り（t/時）	0.2	0.5	1	2	5	12	18	煙突実体高（m）	10	20	30	40	59	80	100	調査対象地域（半径：km）		1	2	3	4	6	8	10
	施設規模等	時間当り（t/時）	0.2	0.5	1	2	5	12	18																										
		煙突実体高（m）	10	20	30	40	59	80	100																										
	調査対象地域（半径：km）		1	2	3	4	6	8	10																										
	注）調査対象地域は、最大着地濃度出現予想距離の概ね 2 倍を見込んで設定。																																		
備考																																			
－																																			
参考 （他事例の 評価基準）	（事例 1）A：6km より遠い、B：3km より遠く 6km 以内、C：3km 以内 ※「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」を基に距離を設定。																																		

No.4-4

評価視点	用地取得の実現性
評価項目	周辺地域の状況
評価指標	隣接自治会との距離
配点	3 点
評価の考え方	応募自治会に隣接する自治会までの直線距離が遠いほうを優れていると評価する。 ＜理由＞応募自治会と隣接する自治会についても、周辺地域として配慮が必要なため。
評価方法	■パターン ①予め定めた評価基準によって評価 ②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価 ■点数づけ ①段階（3 段階を基本） ②定量（小数第 2 位を四捨五入） ■評価基準・採点方法 敷地境界から応募自治会の^{あざかい}字境までの直線距離を計算する。 得点は、以下の式にて計算する。 $\text{得点} = \frac{(\text{当該応募地の応募自治会の字境までの直線距離})}{(\text{応募自治会の字境までの直線距離が最も長い応募地の直線距離})} \times \text{配点}$
根拠資料等	・住宅地図等 ・地図でみる統計（統計 GIS）（独立行政法人統計センター） https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/toukeiChiri.do?method=init
備考	—
参考 (他事例の 評価基準)	事例なし。

No.4-5

評価視点	用地取得の実現性										
評価項目	周辺地域の状況										
評価指標	搬入道路が通過する周辺自治会の有無										
配点	3 点										
評価の考え方	応募自治会以外の自治会を通過せずに搬入道路が整備可能なほうを優れていると評価する。 ＜理由＞応募自治会以外の自治会との合意形成に時間を要して搬入道路の整備が遅れると、事業スケジュールに影響が出るおそれがあるため。										
評価方法	■パターン ①予め定めた評価基準によって評価 ②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価 ■点数づけ ①段階（3 段階を基本） ②定量（小数第 2 位を四捨五入） ■評価基準・採点方法 搬入道路が応募自治会の字^{あざかい}境内に収まっているか確認する。 <table><tr><th>評価</th><th>評価基準</th><th>採点方法</th></tr><tr><td>A</td><td>収まっている。</td><td rowspan="3">根拠資料等から判断する。 対面交通が可能な 2 車線以上の道路と敷地境界を結ぶ既存道路がある場合、搬入ルートはその既存道路の拡幅を基本とする。</td></tr><tr><td>B</td><td>－</td></tr><tr><td>C</td><td>収まっていない。</td></tr></table>	評価	評価基準	採点方法	A	収まっている。	根拠資料等から判断する。 対面交通が可能な 2 車線以上の道路と敷地境界を結ぶ既存道路がある場合、搬入ルートはその既存道路の拡幅を基本とする。	B	－	C	収まっていない。
評価	評価基準	採点方法									
A	収まっている。	根拠資料等から判断する。 対面交通が可能な 2 車線以上の道路と敷地境界を結ぶ既存道路がある場合、搬入ルートはその既存道路の拡幅を基本とする。									
B	－										
C	収まっていない。										
根拠資料等	・ 搬入ルート図（案） ※事務局作成 ・ 地図でみる統計（統計 GIS）（独立行政法人統計センター） https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/toukeiChiri.do?method=init										
備考	－										
参考 （他事例の 評価基準）	事例なし。										

<参考：評価方法（パターン、点数づけ）一覧>

No.	評価視点	評価項目	評価指標	評価方法	
				パターン	点数づけ
1-1	安心・安全 の確保	地形・地質	地形（土砂災害）	①	段階
1-2			地質（軟弱地盤）	①	段階
1-3			活断層	①	段階
1-4		施設の建設及び 建替えへの制約	支障物の存在	②	段階
1-5			施設配置	②	段階
1-6		斎場利用者への配慮	斎場までの移動時間	①	定量
1-7		土地利用規制	河川法	①	段階
1-8			農業振興地域の整備に関する法律	①	段階
2-1	環境保全 への配慮	住宅との距離	最寄りの住宅までの距離	①	定量
2-2		周辺諸施設との距離	最寄りの教育施設・医療 福祉施設までの距離	①	定量
2-3		周辺道路の混雑	周辺道路の混雑状況	①②	定量
2-4		環境関連法規制	都市計画	①	段階
2-5			景観	①	段階
2-6			自然環境	①	段階
2-7		埋蔵文化財	発掘調査	①	段階
3-1	事業の 経済性	収集運搬の距離	収集運搬効率	①	定量
3-2		用地取得	用地取得費	①	定量
3-3			敷地面積	①	段階
3-4		敷地造成費	敷地造成費	①	定量
3-5		インフラ整備費	搬入道路、高圧受電、上 水道の整備費合計	①	定量
4-1	用地取得の 実現性	用地取得の実現性	土地所有者数	①	定量
4-2			地域の合意状況	①	定量
4-3		隣接市町との距離	隣接市町との距離	①	段階
4-4		周辺地域の状況	隣接自治会との距離	①	定量
4-5			搬入道路が通過する 周辺自治会の有無	①	段階
計	4 視点	16 項目	25 指標	—	—

パターン：①予め定めた評価基準によって評価

②評価基準は定めるが、委員会の議論を踏まえて評価

点数づけ：段階（3段階を基本）

定量（小数第2位を四捨五入）

2) 多面的評価

現地視察の結果、相対比較項目による評価では評価が難しい評価項目間の相互関係、全体的な視点での評価、相対評価審査を進める過程で新たに確認された考慮すべき事項等を踏まえて、多面的に評価する。

建設候補地の相対評価審査基準の検討（点数配分について）

1) 相対比較項目による評価

点数配分は、いずれの評価視点、評価項目、評価指標とも重要であること、評価視点によって評価項目・評価指標の数が異なることから、評価視点に均等に配点する方法（案 1）、第 4 回委員会での議論で発案された安心・安全の確保及び環境保全への配慮の視点を重視して配分する方法（案 1'）、評価指標に均等に配点する方法（案 3）の 3 案が考えられる。

なお、第 4 回委員会で提示した評価項目に均等に配分する方法（案 2）は、推す委員がいなかったため除外した。

■案 1：評価視点ごとに均等配分

評価視点	配点	内訳	考え方
安心・安全の確保	20 点	8 の評価指標に一律 3 点を配点 (補正係数：20/24)	4 つの評価視点は同等に重要である。 ※各指標に格差が生じる。
環境保全への配慮	20 点	7 の評価指標に一律 3 点を配点 (補正係数：20/21)	
事業の経済性	20 点	5 の評価指標に一律 3 点を配点 (補正係数：20/15)	
用地取得の実現性	20 点	5 の評価指標に一律 3 点を配点 (補正係数：20/15)	
計	80 点		

■案 1'：評価視点ごとに不均等配分

例) 安心・安全の確保及び環境保全への配慮の視点を重視した配分

評価視点	配点	内訳	考え方
安心・安全の確保	25 点	8 の評価指標に一律 3 点を配点 (補正係数：25/24)	4 つの評価視点のうち安全・安心の確保及び環境保全への配慮を重視する。 ※各指標に格差が生じる。
環境保全への配慮	25 点	7 の評価指標に一律 3 点を配点 (補正係数：25/21)	
事業の経済性	15 点	5 の評価指標に一律 3 点を配点 (補正係数：15/15)	
用地取得の実現性	15 点	5 の評価指標に一律 3 点を配点 (補正係数：15/15)	
計	80 点		

■案 3：評価指標ごとに均等配分

評価視点	配点	内訳	考え方
安心・安全の確保	24 点	25 の評価指標に一律 3 点を配点	25 の評価指標は同等に重要である。 ※結果として、安全・安心の確保及び環境保全への配慮を重視することにつながった。
環境保全への配慮	21 点		
事業の経済性	15 点		
用地取得の実現性	15 点		
計	75 点		
80 点に換算	80 点	補正係数：80/75	

2) 多面的評価

現地視察の結果や、相対比較項目では評価が難しい項目間の相互関係や全体的な視点で評価することから、点数は細かく配分しないことが適当と考えられる。よって、全体を見渡して多面的に評価する方法を採用する。

評価は応募地ごとに 20 点満点で行うこととする。

評価視点	多面的評価
安心・安全の確保	20 点
環境保全への配慮	
事業の経済性	
用地取得の実現性	
計	20 点

点数としての判断がつかない場合は、下記表の「評価内容」より判断し、4 段階あるいは 5 段階の判定で評価する。

■ 4 段階評価

評価	評価内容	得点	
A	優れている	配点×100%	20
B	やや優れている	配点×75%	15
C	やや劣っている	配点×50%	10
D	劣っている。	配点×25%	5

■ 5 段階評価

評価	評価内容	得点	
A	優れている	配点×100%	20
B	やや優れている	配点×80%	16
C	平均的である	配点×60%	12
D	やや劣っている	配点×40%	8
E	劣っている。	配点×20%	4

評価結果の公表について

1. 候補地決定までの流れと公表資料

候補地選定 までの流れ	新施設建設候補地 選定委員会	時期	公表資料
審査基準の作成 ↓	第 1 回 ～ 第 5 回	平成 28 年 10 月～ 平成 29 年 2 月の間 に計 5 回	・ 委員会資料一式 ※参考資料、スライド資料 を除く。 ・ 委員会議事概要
審査基準の公表 ↓		平成 29 年 3 月上旬	・ 審査基準
公募締め切り ↓		平成 29 年 3 月 21 日	—
資格判定審査 ↓	—	平成 29 年 3 月下旬	・ 応募地名
相対評価審査 ↓	第 6 回 ～ 第 10 回	平成 29 年 4 月～ 平成 29 年 6 月の間 に計 5 回	・ 委員会議事次第
審査結果報告 ↓			
管理者会議 ↓	選定評価結果報告書		—
候補地決定 ↓		平成 29 年 8 月頃 ※センター議会への 報告後	・ 選定評価結果報告書 ※個人情報を除く。
選定結果の公表			

2. 選定評価結果報告書への応募地名及び評価点の記載

情報公開の観点から、選定評価結果報告書（以下、報告書と言う。）は、個人情報を除き、公表することを予定している。

それを踏まえて、応募地域名と審査結果（審査基準毎）の評価点がリンクした情報を報告書へ記載することの意義及びリスクについて、以下のとおり考えられる。

なお、応募を検討している地域から問合せ等があったときには、関連する問いの有無に係らず、口頭で応募地名を公表する旨を説明し、正式に応募書類を受理する際には書面にて説明する予定である。また、センターホームページに掲載している「公募に関する質問（Q&A）」には、応募期間終了後に応募地名を公表すること、候補地決定後に候補地名及び他の応募地名等を公表する予定であることを記載している。

（1）資格判定審査結果

意義	・ 情報公開の観点から、評価結果は公表するのが原則である。 ・ 透明性及び公平性が確保され、噂や憶測による誤った情報が流れない。 ⇒ 地元住民及び市民の理解、信頼を得られる。 ・ 透明性の高い手法として公募制を採用したことからも、評価結果も公表が原則である。
リスク	・ 特になし。 ※資格判定審査基準は「○」「×」で機械的かつ速やかに判定できる基準としており、第三者でも比較的容易に判定できるため。

（2）相対評価審査結果

意義	・ 情報公開の観点から、評価結果は公表するのが原則である。 ・ 透明性及び公平性が確保され、噂や憶測による誤った情報が流れない。 ⇒ 地元住民及び市民の理解、信頼を得られる。 ・ 透明性の高い手法として公募制を採用したことからも、評価結果も公表が原則である。
リスク	・ 候補地とならなかった応募地の点数が明らかとなる。 ⇒ 候補地とならなかった応募地域間の軋轢を生む可能性がある。 ⇒ 点数差に対する不満が大きくなる可能性がある。 ・ 評価結果の細部に不満がでる可能性がある。

湖北広域行政事務センター
新施設建設候補地

選定評価結果報告書
(骨子案)

平成29年 ○月

湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会

目 次

1.	はじめに.....	1
2.	新施設の整備方針.....	2
3.	建設候補地の公募.....	4
3.1	公募要項.....	4
3.2	新施設建設用地公募に関する質問（Q&A）.....	4
3.3	公募結果.....	4
4.	建設候補地の選定.....	5
4.1	建設候補地選定の流れ.....	5
4.2	資格判定審査.....	5
4.3	相対評価審査.....	6
5.	評価（選定）結果.....	7
6.	おわりに.....	7
7.	資料編.....	7

1. はじめに

湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）は、長浜市、米原市から排出される一般廃棄物を共同処理するため昭和 40 年に設立された一部事務組合（自治体）で、可燃ごみ処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、し尿処理施設（以下「一般廃棄物処理施設」という。）および斎場を設置・運営しています。

センターで設置・運営する各施設は市民生活に必要なものですが、近年、経年劣化により施設の建物および機械設備の老朽化が著しく、また使用期限が定められているものもあります。こうした施設の整備については、第三者委員を構成メンバーとする「次期センター施設整備計画検討会」において検討を進め、「将来的な施設整備に当たっては、処理効率（経済面・環境面）を高め、住民の利便性を考慮した処理システムを検討する。」ことを含めた基本方針を平成 26 年 2 月（平成 28 年 3 月改訂）に策定しました。

この基本方針を踏まえ、センターでは現在管内各地に点在している一般廃棄物処理施設および斎場を一極集中型で順次整備していく方針とし、建設候補地の選定については、両市域のより多くの皆さんに関心を持っていただき、透明性の高い手法として、公募方式を採用しました。

（以上、公募要項より）

また、透明性確保のための第三者機関として、学識経験者、地域住民代表者（公募の委員を含む）、関係行政機関の職員から組織される湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会（以下、「選定委員会」といいます。）を設立しました。

審議経過は個人情報等を除いて原則公開とし、平成 28 年 10 月から平成 29 年 7 月まで、延べ 10 回の選定委員会を開催し、検討を行いました。

応募地の評価にあたっては、安全・安心の確保、環境保全への配慮、事業の経済性、用地取得の実現性の視点から調査検討を重ね、「湖北広域行政事務センター新施設建設候補地 選定結果報告書」としてまとめました。

2. 新施設の整備方針

基本理念を遵守し、設備・維持管理の合理化による電力使用量と二酸化炭素排出量の抑制を図り、低炭素社会の推進に資する施設とします。さらに、ごみ焼却施設の熱回収エネルギーの有効利用による発電など循環型社会形成の推進に努め、環境にやさしい湖北地域の構築に貢献する施設とします。

また、住民の合意形成を確保しつつ施設の建替え用地を併せて整備することにより、各施設の継続的で効率的な定期更新を進めながら将来にわたってセンター施設の拠点とします。

【基本理念】

- 環境保全に配慮した安心な施設
- 安全で安定的な稼働ができる施設
- 循環型社会形成に貢献できる施設
- 省資源で省エネルギー、経済性に配慮した施設
- すべての利用者にやさしく、安心して利用できる施設
- 人生の終焉の場にふさわしい施設

【施設整備計画】

現施設の状況から「斎場」の整備を最優先に取り組み、順次、「汚泥再生処理センター」、「ごみ焼却施設・リサイクル施設」の順番で施設整備を行います。平成 41 年 4 月には全ての新しい計画施設が稼働するよう整備計画を策定し、各種法手続を行いながら測量や必要な調査を実施し施設の整備を進めます。

また、斎場については、廃棄物処理施設が隣接して施設運営されている事例もあることから、樹木による緩衝帯を設けることや視覚的に施設を分離できるような施設配置やそれぞれの利用者の動線が交わらないよう配慮した施設整備を行います。

【計画施設概要】

○ごみ焼却施設（熱回収施設）

処理能力：143 t／日（24 時間）、処理対象物：センター管内で発生する可燃ごみ

○リサイクル施設（破砕選別施設、資源化施設）

処理能力：34 t／日（破砕選別 21 t／日、資源化 13 t／日）

処理対象物：センター管内で発生する不燃ごみ、粗大ごみ・資源ごみ

○汚泥再生処理センター（し尿処理施設）

処理能力：40kL／日、処理対象物：センター管内で発生するし尿・浄化槽汚泥等

○斎場

設置炉数：9 炉

※施設規模については、「湖北広域行政事務センター一般廃棄物処理基本計画」（平成 27 年 3 月策定）および「湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針」に基づくものであり、今後、策定予定の各施設の基本計画において施設規模を見直しする場合があります。

（以上、公募要項より）

3. 建設候補地の公募

長浜市、米原市の両市域のより多くの皆さんに関心を持っていただき、透明性の高い手法として、次の募集要項により建設候補地を公募しました。

3.1 公募要項

公募要項のうち「3.応募の要領」を記載

3.2 新施設建設用地公募に関する質問（Q&A）

「新施設建設用地公募に関する質問（Q&A）」を記載

3.3 公募結果

公募の結果、表 3.3-1 に示す●箇所から応募申請がありました。

表 3.3-1 応募地概要

応募地名	面積
応募地 A or 応募地の実名	●ha
応募地 B or 応募地の実名	●ha
応募地 C or 応募地の実名	●ha
・ ・ ・	

4. 建設候補地の選定

4.1 建設候補地選定の流れ

(第3回委員会「資料2 新施設建設候補地選定の流れ」と同様)

4.2 資格判定審査

4.2.1 資格判定審査の方法と審査基準

(第5回委員会「資料5-1 建設候補地の資格判定審査基準」と同様)

4.2.2 資格判定審査結果

応募申請があった●箇所の応募地について、資格判定審査基準に基づく審査を行った結果、応募地A及び応募地Cはすべての審査基準に適合し、資格判定結果は「適」となりました。応募地Bは、審査基準③に適合しなかったため、資格判定結果は「不適」となりました。

表 4.2-1 資格判定審査結果一覧

	審査基準	応募地A	応募地B	応募地C	
①	応募用地の面積が登記簿上で4.5ha以上あること。	適	適	適	
②	造成工事に関わる付帯工事（仮設道路や伐採）が少なく、造成にかかる期間が工事着工から2年以内を見込めること。	適	適	適	
③	下記に係る土地利用規制範囲に含まれないこと。 ・森林法：保安林 ・文化財保護法：重要文化財、登録有形文化財、重要民俗文化財、登録有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、特別史跡名勝天然記念物、登録記念物、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区 ・急傾斜地法：急傾斜地崩壊危険区域	適	不適	適	
④	下記のいずれかに適合していること。 ・公共下水道処理分区内に位置すること ・公共下水道に2016年末時点で、接続予定の計画区域に位置すること	適	適	適	
⑤	対面交通が可能な2車線以上の道路から敷地境界までの直線距離が2.0km以下であること。	適	適	適	
資格判定審査結果		適	不適	適	

4.3 相対評価審査

4.3.1 相対評価審査の審査基準

(第5回委員会「資料5-2 建設候補地の相対評価審査基準(案)」と同様)

4.3.2 相対評価審査結果

1) 相対比較項目による評価

応募地A及び応募地Cについて、25個の評価指標による建設候補地としての適正評価を行った結果、応募地Aは○点、応募地Cは○点となりました。

表 4.3-1 相対評価審査結果一覧

	評価 視点	評価項目	評価指標	応募地A	応募地C	
相対比較項目による評価	安心・安全の確保	地形・地質	地形（土砂災害）			
			地質（軟弱地盤）			
			活断層			
		施設の建設及び建替えへの制約	支障物の存在			
			施設配置			
		斎場利用者への配慮	斎場までの移動時間			
		土地利用規制	河川法			
			農業振興地域の整備に関する法律			
	環境保全への配慮	住宅との距離	最寄りの住宅までの距離			
		周辺諸施設との距離	最寄りの教育施設・医療福祉施設までの距離			
		周辺道路の混雑	周辺道路の混雑状況			
		環境関連法規制	都市計画			
			景観			
			自然環境			
		埋蔵文化財	発掘調査			
	事業の経済性	収集運搬の距離	収集運搬効率			
		用地取得	用地取得費			
			敷地面積			
		敷地造成費	敷地造成費			
	用地取得の実現性	インフラ整備費	搬入道路、高圧受電、上水道の整備費合計			
			土地所有者数			
		用地取得の実現性	地域の合意状況			
			隣接市町との距離	隣接市町との距離		
		周辺地域の状況	隣接自治会との距離			
			搬入道路が通過する周辺自治会の有無			
		小計				
	①小計（80点満点に補正後）					
	②多面的評価					
	合計（①+②）					

5. 評価（選定）結果

6. おわりに

7. 資料編

- 1) 湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会 設置条例
- 2) 湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会 名簿
- 3) 湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会 開催経過
- 4) 湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会 議事概要
- 5) 審査の根拠資料
 - ・ 資格判定審査の根拠資料
 - ・ 相対評価審査の根拠資料

建設候補地の資格判定審査基準

1. 資格判定審査の方法と審査基準

以下に示す資格判定基準の項目すべてに適合しているかを評価する。

項目すべてに適合している応募地について、相対評価審査を行うこととする。

	項目、考え方	審査基準
①	施設整備に必要な面積が確保できていること。 ・概ね 5.0ha の建設応募用地にて各施設の配置が可能であること。	応募用地の面積が登記簿上で 4.5ha 以上あること。
②	平坦地の造成が容易にできること。 ・建設応募用地の造成工事が大規模にならないこと。	造成工事に関わる付帯工事（仮設道路や伐採）が少なく、造成にかかる期間 ¹ が工事着工から 2 年以内を見込めること。
③	建設用地において、各種法令による規制がないこと、あるいはその影響が少ないこと。 ・各種土地利用規制の例（農業振興地域、保安林、文化財保護、河川区域、急傾斜地崩壊危険区域、都市計画法上の地域地区、景観計画重点区域ほか）	下記に係る土地利用規制範囲に含まれないこと。 ・森林法：保安林 ・文化財保護法：重要文化財、登録有形文化財、重要民俗文化財、登録有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、特別史跡名勝天然記念物、登録記念物、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区 ・急傾斜地法：急傾斜地崩壊危険区域
④	ライフライン（上下水道、地下水および高圧受電（6,600V））の確保ができること。 ・下水道については公共下水道の処理分区内であること。もしくは、現在、農業集落排水施設の区域であっても今後、公共下水道に接続予定の計画区域であること。	下記のいずれかに適合していること。 ・公共下水道処理分区内に位置すること ・公共下水道に 2016 年末時点で、接続予定の計画区域に位置すること
⑤	大型車両が通行可能な道路からの距離が短いこと。 ・幹線道路からの距離が短く搬入道路の確保が可能なこと。	対面交通が可能な 2 車線以上の道路から敷地境界までの直線距離が 2.0km 以下であること。

¹ 用地取得、各種許可手続き（土地利用規制の解除、埋蔵文化財発掘調査等）、搬入道路建設等に要する期間は含まない。

	項目、考え方	審査基準
⑥	土質、地質条件が良好なこと。 ・施設建設に係る基礎工事等が大規模にならないこと。	地盤が軟弱な区域を定める基準 ² の内、以下の基準に適合しないこと。 ・地盤が昭和 55 年建設省告示第 1793 号第 2 の表中 Tc に関する表に掲げる第 3 種地盤に該当する区域

² 「地盤が軟弱な区域として特定行政庁が区域を指定する基準」（昭和 62 年建設省告示 第 1897 号）

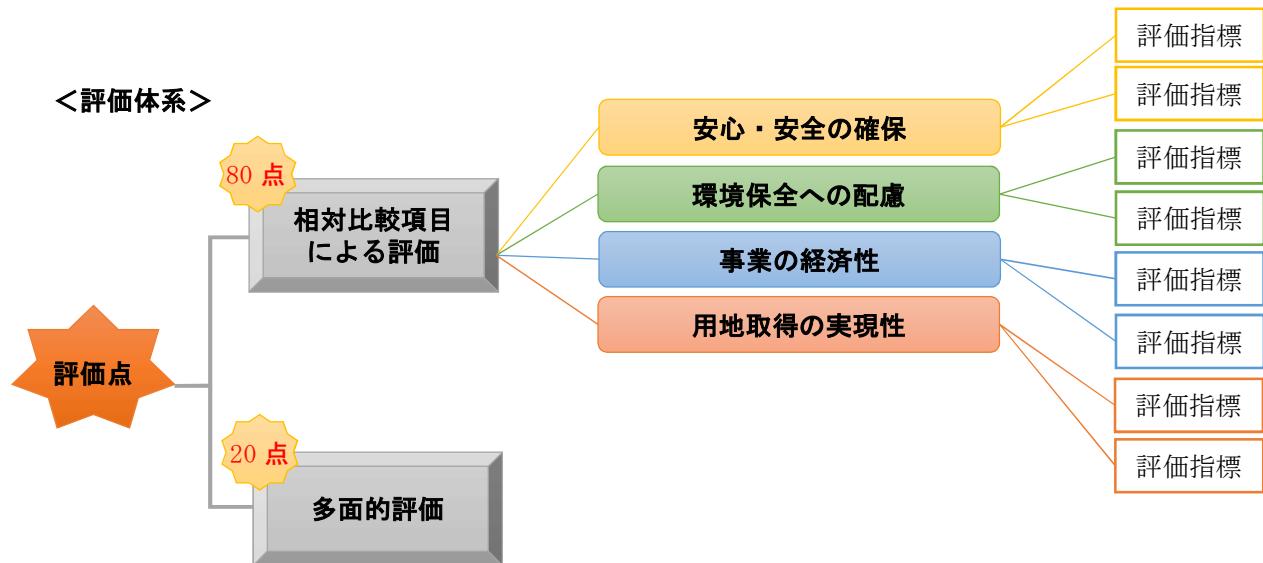
①地耐力度が小さく不同沈下のおそれがある区域、②地震時に液状化するおそれがある砂質土地盤区域、③地盤が昭和 55 年建設省告示第 1793 号第 2 の表中 Tc に関する表に掲げる第 3 種地盤に該当する区域（下表参照）

地盤 種別	地盤特性	Tc
第 1 種 地盤	岩盤、硬質砂礫層その他主として第 3 紀以前の地層によって構成されるもの又は地盤周期等についての調査もしくは研究の結果に基づき、これと同程度の地盤周期を有すると認められるもの	0.4
第 2 種 地盤	第 1 種地盤及び第 3 種地盤以外のもの	0.6
第 3 種 地盤	腐植土、泥土その他これらに類するもので大部分が構成されている沖積層（盛土がある場合においてはこれを含む。）で、その深さがおおむね 30m 以上のもの、泥沢、泥海等を埋め立てた地盤の深さがおおむね 3 m 以上であり、かつ、これらで埋め立てられてからおおむね 30 年経過していないもの又は地盤周期等についての調査若しくは研究の結果に基づき、これらと同程度の地盤周期を有すると認められるもの	0.8

建設候補地の相対評価審査基準（案）

各応募地の評価は、審査点数を 100 点満点で評価することとし、「相対比較項目による評価（80 点分）」と「多面的評価（20 点分）」で行う。

相対比較項目による評価は、基本方針等を踏まえた 4 つの評価視点を設定して、1 つの評価視点あたり 5～8 個設定した評価指標ごとに評価を行い、その合計点で評価する。



◆相対比較項目による評価（80 点分）

基本方針等を踏まえて設定した 4 つの評価視点に点数を配分する。

評価は 25 の評価指標（1 指標 3 点）に基づいて行う。応募地の得点は、評価視点ごとに得点を合計して、評価視点の点数配分に応じた補正係数を乗じて算出する。

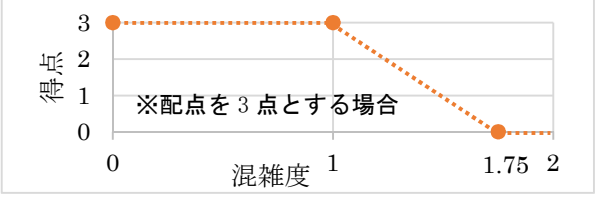
評価基準は 3～4 ページに示すとおりである。

No.	評価視点	配点	評価項目	評価指標 (配点：1 指標 3 点)
1-1	安心・安全 の確保	○点 (補正係数○/○)	地形・地質	地形（土砂災害）
1-2				地質（軟弱地盤）
1-3				活断層
1-4			施設の建設及び 建替えへの制約	支障物の存在
1-5				施設配置
1-6			斎場利用者への配慮	斎場までの移動時間
1-7			土地利用規制	河川法
1-8				農業振興地域の整備に関する法律
2-1	環境保全 への配慮	○点 (補正係数○/○)	住宅との距離	最寄りの住宅までの距離
2-2			周辺諸施設との距離	最寄りの教育施設・医療福祉施設 までの距離
2-3			周辺道路の混雑	周辺道路の混雑状況
2-4			環境関連法規制	都市計画
2-5				景観
2-6			埋蔵文化財	自然環境
2-7				発掘調査
3-1	事業の 経済性	○点 (補正係数○/○)	収集運搬の距離	収集運搬効率
3-2			用地取得	用地取得費
3-3				敷地面積
3-4			敷地造成費	敷地造成費
3-5			インフラ整備費	搬入道路、高圧受電、上水道の整 備費合計
4-1	用地取得の 実現性	○点 (補正係数○/○)	用地取得の実現性	土地所有者数
4-2				地域の合意状況
4-3			隣接市町との距離	隣接市町との距離
4-4			周辺地域の状況	隣接自治会との距離
4-5				搬入道路が通過する 周辺自治会の有無
計	4 視点	80 点	16 項目	25 指標

◆多面的評価（20 点分）

現地視察の結果、相対比較項目による評価では評価が難しい評価項目間の相互関係、全体的な視点での評価、相対評価審査を進める過程で新たに確認された考慮すべき事項等を踏まえて、多面的に評価する。

相対比較項目による評価 評価基準等一覧表

No.	評価 視点	評価項目	評価指標	評価の考え方	評価基準			主な根拠資料
					A	B	C	
1-1	安心・安全の確保	地形・地質	地形（土砂災害）	砂防指定地、地すべり防止区域、山腹崩壊危険地区、土砂流出危険区域、崩壊土砂流出危険地区、土砂災害警戒区域（指定済・指定前）、土砂災害危険箇所、雪崩危険箇所に該当していないほうを優れていると評価する。	応募地は該当しない。応募地の隣接地も該当しない。	応募地の一部が該当する。あるいは、応募地の隣接地が該当する。	応募地全域が該当する。	・滋賀県防災情報マップ ・長浜市墓地等経営の許可等に関する規則
1-2			地質（軟弱地盤）	地盤が強固なほうを優れていると評価する。 ※PL 値（液状化指数）が低い。	PL 値 0～5 未満	PL 値 5～15 未満	PL 値 15～	・滋賀県防災情報マップ
1-3			活断層	敷地内に活断層が存在しないほうを優れていると評価する。	応募地は活断層から 6km 以上離れている。	応募地内に活断層は位置しないが 6km 以内に存在する。	応募地内に活断層が位置する。	・大震災に学ぶ ・活断層データベース
1-4		施設の建設及び建替えへの制約	支障物の存在	施設建設の支障となる物（鉄塔、送電線等）が無い敷地を優れていると評価する。	応募地内に支障物が無い。	応募地内に支障物があるが、施設の建設や将来的な建替え等への制限が小さい。	応募地内に支障物があり、施設の建設や将来的な建替え等への制限が大きい。	・現地踏査
1-5			施設配置	建設及び建替えにおける施設配置が容易なほうを優れていると評価する。 ※施設建屋等の建設に必要な用地（90×113m、45m×60m、66m×67m、90×113m の長方形）が配置可能。	長方形の配置が容易。	長方形の配置が条件付きで可能。	長方形の配置が困難。	・湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針 ・長方形の配置図 ※事務局作成
1-6		斎場利用者への配慮	斎場までの移動時間	多くの市民が利用しやすい場所に位置する（斎場から最も遠方にある集落までの距離が近い）ほうを優れていると評価する。	得点 = $\frac{\text{（最も値が小さい応募地の値）}}{\text{（当該応募地の値）}} \times \text{配点}$ 値は、11 集落（菅浦、月出、杓掛、中河内、菅並、金居原、甲津原、長久寺、上丹生、梅ヶ原、磯）から応募地までの移動時間の最大値とする。			・Google Map ※移動時間を検索
1-7		土地利用規制	河川法	河川区域、河川保全区域に該当していないほうを優れていると評価する。	応募地全域が該当しない。	応募地に河川保全区域が含まれる。	応募地に河川区域が含まれる。	・河川保全区域の指定 ・長浜土木事務所管内図 ・長浜土木事務所木之本支所管内図 ・現地踏査 ・長浜市墓地等経営の許可等に関する規則
1-8			農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域に該当していないほうを優れていると評価する。	応募地全域が該当しない。	応募地に農業振興地域が含まれる。	応募地に農用地区域が含まれる。	・担当部署の内部資料を想定
2-1	環境保全への配慮	住宅との距離	最寄りの住宅までの距離	敷地境界から直近の住宅までの直線距離が遠いほうを優れていると評価する。	応募地の敷地境界から直近の住宅までの直線距離が 100m 以上の場合は満点。 100m 未満の場合は、以下の計算式を適用。 得点 = $\frac{\text{直線距離}(m)}{100} \times \text{配点}$			・住宅地図等 ・現地踏査 ・廃棄物処理施設生活環境影響調査指針 ・長浜市墓地等経営の許可等に関する規則
2-2		周辺諸施設との距離	最寄りの教育施設・医療福祉施設までの距離	敷地境界から直近の教育施設・医療福祉施設（幼稚園・小学校・中学校・高校・大学・養護学校・高専・専修学校、病院・診療所（入院施設を有するもの）、保育所、児童館、子育てセンター、福祉センター、図書館、高齢者養護施設、障害者支援施設）までの直線距離が遠いほうを優れていると評価する。	応募地の敷地境界から直近の教育施設・医療福祉施設までの直線距離が 100m 以上の場合は満点。 100m 未満の場合は、以下の計算式を適用。 得点 = $\frac{\text{直線距離}(m)}{100} \times \text{配点}$			・住宅地図等 ・現地踏査 ・廃棄物処理施設生活環境影響調査指針 ・長浜市墓地等経営の許可等に関する規則
2-3		周辺道路の混雑	周辺道路の混雑状況	搬入道路が接続する既存道路が混雑していないほうを優れていると評価する。	 搬入道路が接続する既存道路の混雑度が算定されていない場合は、現地視察等の結果を踏まえて評価。			・平成 22 年度道路交通センサス ・現地踏査、現地視察 ・搬入ルート図（案） ※事務局作成 ・道路の交通容量
2-4		環境関連法規制	都市計画	住宅系の用途地域、商業系の用途地域を避け、工業系の用途地域を優れていると評価する。	準工業地域、工業地域、工業専用地域	A 及び C 以外の地域、都市計画区域外	低層住居専用地域、中高層住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域	・彦根長浜都市計画区域 ・米原東北部都市計画区域 ・長浜市都市計画図 ・長浜市北部都市計画図
2-5			景観	琵琶湖景観形成地域、琵琶湖景観形成特別地区、沿道景観形成地区、河川景観形成地区、景観形成重点区域に該当していないほうを優れていると評価する。	応募地全域が該当しない。	—	応募地の一部あるいは全域が該当する。	・滋賀県景観計画 ・長浜市景観まちづくり計画

No.	評価 視点	評価項目	評価指標	評価の考え方	評価基準			主な根拠資料
					A	B	C	
2-6	環境保全への配慮	環境関連法規制	自然環境	自然公園法、都市計画法、鳥獣保護法、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例、滋賀県自然環境保全条例が定める自然環境保全に関する規制区域に該当していないほうを優れていると評価する。	応募地全域が該当しない。	－	応募地の一部あるいは全域が該当する。	・自然公園法 ・都市計画法 ・都市緑地法 ・鳥獣保護法 ・ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例 ・滋賀県自然環境保全条例
2-7		埋蔵文化財	発掘調査	埋蔵文化財包蔵地に該当していないほうを優れていると評価する。	応募地全域が該当しない	応募地の一部が該当する。	応募地全域が該当する。	・担当部署の内部資料を想定
3-1	事業の経済性	収集運搬の距離	収集運搬効率	収集運搬効率がよいほうを優れていると評価する。	$\text{得点} = \frac{\text{（最も値が小さい応募地の値）}}{\text{（当該応募地の値）}} \times \text{配点}$ 値は、応募地の敷地境界から管内の人口重心までの直線距離とする。			・平成 22 年国勢調査結果
3-2		用地取得	用地取得費	用地取得費が安いほうを優れていると評価する。	$\text{得点} = \frac{\text{（最も安価な応募地の費用）}}{\text{（当該応募地の費用）}} \times \text{配点}$ 費用は、路線価あるいは標準宅地価格を元に算定した用地取得概算費用とする。			・平成 28 年度財産評価基準書路線価図 ・全国地価マップ
3-3			敷地面積	敷地面積が 4.5～5.5ha であるほうを優れていると評価する。	4.5ha 以上～5.5ha 以下	5.5ha より大きく、6.5ha 未満	6.5ha 以上	・応募書類 ・公募要項 ・公募に関する質問（Q&A）
3-4		敷地造成費	敷地造成費	敷地造成費が安いほうを優れていると評価する。	$\text{得点} = \frac{\text{（最も安価な応募地の費用）}}{\text{（当該応募地の費用）}} \times \text{配点}$ 費用は、概算の敷地造成費用とする。			・概算の敷地造成費 ※事務局作成
3-5		インフラ整備費	搬入道路、高圧受電、上水道の整備費合計	インフラ整備費が安いほうを優れていると評価する。	$\text{得点} = \frac{\text{（最も安価な応募地の費用）}}{\text{（当該応募地の費用）}} \times \text{配点}$ 費用は、概算のインフラ整備費用とする。			・概算のインフラ整備費 ※事務局作成
4-1	用地取得の実現性	用地取得の実現性	土地所有者数	土地所有者が少ないほうを優れていると評価する。	$\text{得点} = \frac{\text{（最も人数が少ない応募地の土地所有者数）}}{\text{（当該応募地の土地所有者数）}} \times \text{配点}$			・応募書類
4-2			地域の合意状況	応募自治会における賛成者の割合が高いほうを優れていると評価する。	$\text{得点} = \frac{\text{（当該応募地の } \alpha \text{）}}{\text{（最も賛成者の割合が多い応募地の } \alpha \text{）}} \times \text{配点}$ 賛成者割合は、総会の出席者数（委任状を含む）における賛成者の割合から 50%を引いた値（α）とする。			・応募書類
4-3		隣接市町との距離	隣接市町との距離	管内に隣接する近隣市までの直線距離が遠いほうを優れていると評価する。	6km より大きい	3km より大きく 6km 以内	3km 以内	・航空法 ・本事業の焼却施設の施設規模 ・廃棄物処理施設生活環境影響調査指針
4-4		周辺地域の状況	隣接自治会との距離	応募自治会に隣接する自治会までの直線距離が遠いほうを優れていると評価する。	$\text{得点} = \frac{\text{（当該応募地の応募自治会の字境までの直線距離）}}{\text{（応募自治会の字境までの直線距離が最も長い応募地の直線距離）}} \times \text{配点}$			・住宅地図等 ・地図でみる統計（統計 GIS） ※字境を確認
4-5			搬入道路が通過する周辺自治会の有無	応募自治会以外の自治会を通過せずに搬入道路が整備可能なほうを優れていると評価する。 ※搬入道路が応募自治会の字境内に収まっているか。	収まっている。	－	収まっていない。	・搬入ルート図（案） ※事務局作成 ・地図でみる統計（統計 GIS）

備考）対面交通が可能な 2 車線以上の道路と敷地境界を結ぶ既存道路がある場合、搬入道路の整備はその既存道路の拡幅を基本とする。（No.2-3、No.4-5 に関係）